

30 29 28 27 26 25 24 23 22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0

JAPAN
Tama

東鑑末記

全



東鑑未記

小乘相接古村家、最明寺時頼也弘長二年時頼
道もさるの村家其跡と傳々龜山院乃む文永
元年付字十歳ノ時將軍家尊親王也執權
に左馬権頭つて名ふ二年八月家尊世を私入
り北齋修めり。又車馬幣と備教時子松庵修止良基也
かくセあまゝ其支かれ。又八付家はひよ
そ多き。親王之歿。このわざせらるる御基へまわ
ひへ入る。御食。一死もとあん。足まとのす。車體内
文永二年七月廿三日。家多の歌。此君君惟康達之歲

かくのをあまた其をかゝるに付すはひよ
とまむ親王とおへりのやせやするを基へて能
くへ入る御食ノ一て死にとあん 足元のうへキ盤内
あれ、詳 石紀
文承二年七月廿日 宮多親王の差遣惟康達三歳

、そて西夷大ぬ軍ニ任シ從而後ニ叙して國事に長
者とする足皆付焉矣其一旅政村長あはうはうひ
也惟康比沙母ハ乞求捺改番經ち比喩也

、同年豪右國乃世祖皇帝より書簡を曰キヨモト
其誠ハ我里有餘利」と云て天子にアモト國行まずて
主弓馬アモトモトウジツアリヨリリヤヘニ通ヘ
とも彼老あ人ニ牛馬を預けて先主慶ヘキト高
麗人を羣内モトリヤハ後又ヘニ更主慶ニ是
とすて車人比使老を主馬リヤハ守陸地をそそ通
ナリゆけ蒙古共則大元比事也

、文永五年七月大元主比使者をセシテ主慶王ハ御
けよ付とて大元比使者リヤハモケルアリヤ
き事也日中國比神と尊キヨセヨモミ多羅王也
てみちキシテ猶不あう大元比勅使ヒヤモトモア
ヘキ通ヨリハトニ差足ニ候く別の使者リヤハモト
セテ月比百達リテ日少ハ渡るテ叶のモリテ帰る
セ年仲至ルオヒキモト上モ

、同年徐傍南宋宋朝ハ序朝是大德も同之大燈因
傳ヒ拂也

、文永五年二月十六日山出母ち長村卒年又二月二日三鷦

大上 二月五。時家姫ては京に渉渡見とりて日改
をいたる次を辞さと二月八日^日輪二ツ並ゆ
九月十九、政宗乃執事者陸ノ方來ひ事作達ちと仕合
被覽し、一族代へ政宗と同様二階を八回身力肩大元の役
老も人書翰を持て對馬を来る日中足を出しきれ
是よりて四年正月二日とて歸る

角をもつて身を守る

有厚ひ
伊勢守に任て改名比叡寺と号す
細瓦

今年大元より四月七日付にてある書
をすくひりゆ（もぐらひ）とすむ舊の筆内も大元の書
多々とくに毎夜の事務延滞とて久しう四年よ
アリ返さう。 四年十二月大元より詔旨強ヤハタケと
老々御使うて里ゆつうへんそん書寫せし御
時より勅文詔アモノ日本國また對面とハ御書と桂枝
御（きやど）にすうてモ礼儀の位定シと詔
伏毛山年禪所念大体宗教すり口ゆ（波る
文永七年正月二〇安慶義宣社主上

四月廿七日
少室山。陸東序時
夜之波羅也。率不足

重ぬう次男より十七歳うち立身。今年三十歳
八月廿日車す塙左上
同月廿七日向江原の出仕と云ふ事より始まる
十一月將軍惟康従二位^ス軒^トた中御^ス任^ト。源氏下
の姓とたまふ

同年大元^ト、^{シテ}精良駒^ヲも畫^セ一^ハ彼老^モ日昇^ヘ
へ必^シ候^リ。在て^シ一^ツと西^ニとニ又別^リ大ぬ六人
に兵^ヲおほ海色^ヲ候^ド。是日中^ノは後光日中^ノ帰^ル。是
までお侍^ク甚^ニ其^ノ御^ヲ入^スよとし。

文永八年二月惟康尾生權守^ト更^シ。

同年六月大元^ヒ曹^モ从^ハ往^ム。老^シハ^シ以^ハる輩人
わざと送^フ事^トき^リ。て大元^ヒは老^シを六月^ト
か^シも^シく送^フ事^ト互^ギ事^ス。又^シのうて故
主^モ軍^モ。みひ^ハ事^商と^シさんと^シ大元^ヒの主^モと
許密^モ。九月^モ幕^の玉^足を^すす^レ。互^ギ事^ス。
諸^侯大元^ヒの勅^ハ封^御駒^ヲ送^リ。又^シ之^モ也^モ
大元^ヒは^シ其^ノ駒^ヲも^シて^シ老^シ大元^ヒの主^モ
同年八月許密^モ宣^モ。元^モ康元^モて乃成敗^乃す。三
代^モ主^モ二位家^の成敗^ス。隼^モ改^ヘ。次^モ經^モ時^頼

二代乃ひや

同年十月付家はひそに筆をたぬ監御事を家
教へりては表を代りて七波冠やかく居らむ矣
因西を建國したるより家ハ義もつる跡とて武兵
守をめうゐを 時十
九歳

文永九年正月五日惟康促一往々船と中ね元乃と
同年ぬ家比兄少室式部平野博古渡君南方に居
けるうち當に付ふすとてこと近く家移と繼る
といふを詳致乃志あひ譁金より因三比ものより
家移されく二月十五日車を以て船泊入道

見西寺通食を海せられぬ同月ある譁金より
北条義家又下知にて財物を多めに付さぬ
又中津門中の重慶と付と曰きゆづりて五郎
うれぬ家事長夢を去登ル奥(蟄居せるとさんを
外の形をくじらう足と譁金をして二月後歸る
此へてから足づりは家威安活さんあつ

同年二月十七日後源氏院崩ゆゆもは度少す
あ人より先へは渾多院とヤモ御ゆれば乃東アキ
山院也後源氏院の山をもととしていりて後のは渾多
院の山院也帝位は先をまことに仰むる世よ

亂

うゆきた空の付あはりひそき胸を二流りて
朝廷乃威をもせきとのれも様もじよまてへ近侍
の事の二流りて故の事すうニ事る一事をへ
これと來あがり君國多(に)れぞみ様あとす
一主けおれ時あらむちゆる(ノ)西園あと家ハ
遠久乃乱(ア)ニシテ左と通(ア)リて 軍事代く
い家とまひゆ修く(ア)リと後代をかつき
大政(ア)ニ事アキ(ア)リ多ハ(ア)レ(ア)タて(ア)ル
而(ア)推威化の清元(ア)ヌキ及(ア)候(ア)コ(ア)西園ち
に及(ア)リ(ア)ツモ同年二月大元乃人(ア)奏聞(ア)ける
うれ(ア)リ(ア)キ(ア)モ、勅使(ア)け(ア)去年九月口年の
清(ア)ニ因(ア)ク御(ア)の寧(ア)御(ア)其(ア)守護の詞(ア)ニ
勅(ア)リ(ア)リ(ア)ヤ(ア)大元(ア)大元(ア)日(ア)サ(ア)攻(ア)ヒ(ア)今能
き(ア)モ大元(ア)ニ(ア)送(ア)ヒ(ア)人(ア)を(ア)も(ア)勅使(ア)渡(ア)
書(ア)と(ア)り(ア)今(ア)ヒ(ア)ニ(ア)勅(ア)人(ア)也(ア)送(ア)ヒ(ア)御(ア)今(ア)
知(ア)行(ア)御(ア)ヒ(ア)と(ア)大元(ア)勅使(ア)を(ア)人(ア)と(ア)由
此(ア)と(ア)さんと(ア)是(ア)も(ア)勅使(ア)御(ア)胸(ア)舞(ア)
寧府(ア)遷(ア)リ(ア)て張鐸(ア)も(ア)日(ア)人(ア)主(ア)人(ア)を(ア)
清(ア)大元(ア)持(ア)城(ア)を(ア)も(ア)さ(ア)んと(ア)大元(ア)主(ア)
ても(ア)相(ア)せん(ア)き(ア)め(ア)お(ア)是(ア)大元(ア)の威勢(ア)と(ア)

山をそりと大元の弓箭を仰て降伏へ
た毛賊をそくより撃殺し、全虜をもつと
奉國をもつて候る大元は又まみゆるやういと
成れる畢竟あり見ゆ(半蔵あくまで大元へ)
と西行したとむと申すが如きあるゆう

文永十年五月に軍改材率厥子千人有軍武脇
義政猶在が列是へ(萬門の孫主守ら軍)十月廿四
裏方上

同年大元は趙良弼又日か(波アモ)義政の寧府

よりゆく

文永十一年正月龜山院之後と讓と號ひて仰る後宇治
二月十九即位(とく)とす。同月大元は有二人
大船二艘早矢三艘小船二艘金子九百艘兵一万
五千人を以て七月攻滅了日朝。攻へて下知す十月
に日朝押せざる對馬鴻毛を合戦され大元乃
軍は丸くその城下を攻克して之を海辺
に置く。七年七月敵の軍主親王重勃を死シテ立
後を多摩建治元年二月大元は健光・杜世忠等二ノ兄弟
の子唐人を伴ひある。寧府にて足を改めた波陸へ

洛

かに但波中へ入る寺の僧庵(送る大元)ナラキ多事と
ソノ日和す

同年十二月小室附國上源(セイヨウ)を波羅(ボロ)てあ方(アカニ)の居(リ)を是は
お施(マツル)す房(ムラ)うち也

建治二年四月十五日大元使者セツモ室羅(スミヤ)ニシテ
八月仲(セミ)新使(シムシ)國車(クニチ)石(イシ)ノリル八月七日終(ヨメ)テ貢(ヨウ)
勅(テツ)らる十二月小室義高(アカニヨシタケル)波羅(ボロ)を出(ハシ)ク室羅(スミヤ)歸(カム)
建治二年四月大元商人童文(タカヒコ)大元(セイヨウ)波(ボ)ラ(ラ)をかん
ニ求(マツル)大元(セイヨウ)許(マツル)

四月小室義高(アカニヨシタケル)改(ハシ)カ利波(ボラ)刺(ス)斐(ヘイ)五月吉(ヨシ)丸(マツル)

諸(ナシ)ニ信(ス)尼(ニ)塔(タ)ニ住(マサニ)テ是(シテ)足(アシ)テ一列(イチリ)テ
九月(ナウツ)小室(アカニ)監(シム)附國(クニ)上源(セイヨウ)を波羅(ボロ)てあ方(アカニ)の居(リ)を是は
お施(マツル)也

既見前年

弘安元年正月小室(アカニ)奈良(ナラ)村(ムラ)入(マサニ)テ波羅(ボロ)の院(イニ)ヌ
居(リ)を改(ハシ)村(ムラ)ヌ也

五月十二日立(タチ)古(クニ)神(ミミズク)龜(カメ)入(マサニ)海(シマ)十四日帰(カム)庄(ヤシマ)

建長(セイザウ)二年正月小室(アカニ)死(マリ)ス大老(オロコ)源(ヨシ)郎(ロウ)と邊(マツリ)日(ヒル)ギ(ギ)テ深(マツリ)。
師(シテ)モ(モ)始(マツル)也

弘安二年正月惟康(ミコト)三位(ミツジ)叙(マツル)也

五日八情神輿入此奉之以謝其神
了勞師社

同率財を大元へ遣り 徐傍乃名あるを抜て取
列大守をぢり徳元と曰ゆ（後も）

弘安二年二月四日には大元を使せ在世を教む足
りて大元の大臣竹那傳至多あ人自海源ノ口承と
せんとるも五月大元の王元文虎とツムにとて日本
を計りすと准成(准成) 法國(觸巴)にて軍勢となり
あしりゆく直ひすりぬりするよりて護衆すり下わ
きる數多比軍勢と備空へき(用ひ)また又多教
きる事無國を同月二月五日長安ち大上

弘安の年、前月十九日、阿刺罕完文虎竹那達率丘を
まわる。十寅人等をもひそむ。日本をせんよ
アラムル。ヤヌル元の王立。日本より使をさる。
左様又使老とか。日本我使老とぞりてか。左も
シテ人をばうる。他國ともうるは甚はく。右も
ふそくまく百姓をころがへたひ國とぞりてもゆせん
。おどろく。空とやう。多能ひ。ナカ。ナカ。ナカ。
すあれ。是や人。また。ひ。向。まも。わ。は。は。は。
人。は。向。一。モ。よ。ね。ア。タ。ル。れ。も。

アリハ改モも皆レ軍許定モ阿利罕范文虎破
兵、かよ多々くる焉。全州とソレヒ先陣乃竹叛
供奉兵の主教モ一ツありて日也と攻風水たり。あ
に修ムを名乃鴻。後、後金を相モ日中人の水漂ひま
あれ。其れを獨モ修造事ト。そ後安寧府の
2年春、春ナリ。はるかに、無事とつづくべき邊也
リヤうるべるよ者と云事ナリ。多手竹叛供奉兵
を主なる修造事。手も大劣害。因テ主事ヘちま
て全城さんとナチ。ちたの主もとすみひく我シ
其處乃所也。次阿利罕又西をさへ人ノヘトモ
二月阿利罕病、ヨウドモレサマリ。八月大元代
大内范文虎、ソラサツモレ敵とスモレ敗軍を足ら
無事の事廢と攻ムとモ三紀修。大風少て船も少く
破損とされ共に載つて、多く不運の方面二井水
手ヒヒ陸文政をとソラキヤミとさもレて逃ス。ヨウ
テ軍勢皆全浦とソラキヤミとレ野モ敗軍ヒシロス
國とソラキヤチ元ヘソラキヤアモテヤリ。はち元の主兵
七月取モ五七月主兵とソラキヤヒテ五龜山ヘ帰。
八月一。大風少く載城破。五日范文虎主ヒテ大内を能
あるえを逃きてひすき。四十餘石。軍勢をハ五龜

このまよまとても糧を一月三日ありとてものくす
法くおほり強てテモテ先を押立ちるゝ一月三日
船とつうかくらんと七日日本の兵事まで攻撃の行
元の兵あくまづれくめの二千人皆生捕と成
八角鳴と云ひ勝て悪くや致るに度詔ちぬ希使
人名まゆくしてすゞ往金網するがく嘗て軍士と
千岡一人不至逃亡其後莫青とて三万五
千の二人又逃亡する十万人の内まぬれ能むれば
二人半也世よりかへ詫あきハ詫問まくゆて美賊の
船敗没したるをもじる、もじるをば時付宮比
ももすりてこのは延うアラサカミ自綱と大ぬきと
中國乃勢を保て一輪笠(かぶ)一じ仲間の多る利
对無勢勢既の美國乃大軍と敗ると往々とあれ共
負傷みかく海を不見る一活美賊の使をみて
帰京も

同年九月總守賴経政計糧事とする

同年糧食として小軍被退亮と老達ひて伐渡
國(流る財房)、跡也

同年大元の禪信祖元神(日中)到着一糧食へ
まことに

同年十月春日神木并去移居於現入治四年三
月既丸

弘安五年时家因之而建之——祖先以用之也和元
仙子移仰之事也

八月奉事村武邑主住也

弘安七年二月少事業时猶持加列重時五男也信波利
官行憲改不被交又獨一住法事連門近不被事也

今年正月吉日仲惠入也——十月既丸

弘安七年四月十四日多病よりて別樂また法名道果

同日酉刻逝去奉事三年に度也もと号を執權治世二
十一年

少事自古へ付家うよ四十歳にて又せき跡をつまし惟
唐鷹の事無く猶存むる。た馬檣介は仕立ちる時、故字多
院の弘安七年、此の時の少壯又城陸奥守奉盛もその者
あり。賴朝乃は、あひや、盛長、うるは、之盛長も多盛
昌也。又は仕立つて其の義弟其の泰盛が侍一
て城主となつて泰盛は付ふと留もてすりて陸奥守
任じて其勢ひ有とあらゆ。とくに自身ゆかず
泰盛は威武也

物故ノ乃まされむをうほがむとそ俄ニ恭平改
て源氏ニ成リテ主附形徳モわと得ニ主事ア降
移モ起シテ改軍ニ成^念ヒテ源氏ニ成リモ所
誠^トたれシツモナリフアヤ改ム泰慶^ニ義^ニ是^ニ京
主^ニ下今年十一月十七日^ニ諸^ニき^ニと見^ニ一^ニ旅乃
而^ニ此^ニ卿相続ニ^ニ補^ニ對^ニ馬^ニ陞^ニ入^ニ通^ニ体^ニ也^ニ有^ニある
へキ侍^ニ毛^ニ多く^ニ被^ニ方^ニう^ニて^ニ七^ニ五^ニ足^ニと^ニ肩^ニ
腰^ニと^ニアモ^ニ候^ニ將^ニ一人^ニ威^ニ天^ニ下^ニ披^ニア
利^ニ發^ニ一^ニて^ニ黒^ニ多^ニ考^ニ小^ニ集^ニ並^ニ時^ニセ^ニ活^ニ也^ニあ^ニ方^ニ
庵^ニう^ニむ^ニ付^ニ於^ニ乃^ニ降^ニ也^ニ

今^ニ津入道廊政不^ニ辦事^ニち^ニる
弘安九年夏^ニ是^ニ比^ニ佛光死^ニ也^ニ
弘安十年六月五日惟康中納^ニ任^ニ大^ニおどり^ニも^ニあら^ニ
四月小^ニ集^ニ判^ニ發^ニ八月小^ニ集^ニ寄^ニ難^ニ於^ニ判^ニ官^ニ
時^ニ序^ニ也^ニ

少^ニ集^ニ翁^ニ有^ニ少^ニ譲^ニ食^ニ能^ニ也^ニ

十月写^ニの軍惟康二親王室^ニあ^ニ二^ニ五^ニ年^ニ勅^ニ
戒^ニ一^ニ五^ニ年^ニ之^ニ惟康^ニ主^ニ御^ニ有^ニは^ニ改^ニ源氏^ニた^ニ
と^ニ之^ニも^ニ少^ニあ^ニア^ニ主^ニあ^ニ准^ニして^ニ親王^ニも^ニ
同年十月廿^ニは^ニ多^ニ院修^ニ作^ニて^ニ伏見院即^ニ往^ニ也^ニ

伏見の城はもとよりの沙子也

正徳元年沙子軍を出立すあの方より北乃方と稱
少室盛房あの方の居た盛房丹波ちよ仕も

正徳二年七月沙子室町陸奥ちよ仕も

八月十九鶴足放生奉る軍惟康親王參詣

四年九月通食降御すあゝ自らひよひよ
てゆ軍惟康親王二十七歳にて像々上源あゝと號國
武士士綱代乃輿とよおきて朝すとさゝゆよ比びてお門
通食すの人をけきあれとぞ祝すのをとてはれ
あくとくうりうり輿よさうすあふ事とぞゆるもの

二十三日能あらもとつひあくアヌスナリテかよまし

はるとあん

貞時年老絶筆すはうひよて松緑三男以浪列官あ
七八人を東郷へきり後渾草衙と二室と久明親王城
通食くゆくと奉公をもよおして十月三日久明
親王允服なり徳重大の軍み仕一又式内親王三号
あ十日ち波原より立育達と惟康上源は乃強ひ足枷
鐵ハ不去成遂て道を改て下向する通食くもたまふ
沙家土と去り沙洋定かあつと惟康親王乃其女とひ
蓋不とく惟康の仕を終り沙洋定を毀て新御殿找

造り立て候事とすをもてまつる

去月二十日 諸食急差寺方上

西元三年三月甲斐より参軍一旅ニ渡河ハシを頼
て之をあらがち大歎也これも詔書より惡黨狼
鷙とてともにうて何よんて文公^次討めよ
うく、志ある(キラウ)と遂に付て
傍く折半^{ハシ}内裏へ(アマニ)宮殿廻^{アマニ}候^スと其の事の
武士も責めし、あ頼又の脇をゆき其財出せる矣
強^スちひき事あ頼とてすむす性^ス也二重掌お
中^スぬ東慶共^ス侍従^ス父回^ス意のきくわざもうる

ちは(アマニ)て捕^ス又^ス其^ス諸食下向^ス
九月^ス許定康元年^スう^ス安セ^スままで敗^ス乃
子改め^ス汝^ス止^ス乃^ス子テ^ス
時頼^スまのび也

山城守^ス直^スみ不^スの役^スア)

四年十一月^スか^ス事^ス肺^ス次男^スひそ^スふ^ス浦^ス物^ス軽^スとれて
詮^ス致^スの^スある中^ス間^スる^ス招^ス持^ス首^ス劍^スらる

同年夏^スめち知^スて諸國造化修理兵役役五節儀^ス
料^ス六得金^スを^ス足^ス城^ス(一石^スあつ^ス才^スを禁制^ス)
も又人を^ス賣^スもる方^スと禁制^ス

正徳五年八月二十日お齋庵室よしれく死せる老父
右衛人

永仁元年三月貞時ゆき北条の事時とお波津の戦城
かゝり難攻へせり鎮西の擇ひせり而その生ひを
日アテキモ押へて又一門と一人長門みよしひの押
鉢とて中國の事とをひきや東之守と波津の
方方ニ居りも當時諸也出で行焉ひては何んを傳
波津可付連内経^レをと日か

四年四月徳金ちば彦死ぬ。其一万條(建長寺例
改)以卒なれ附頼経久く感と據ひ其次男位治

判官と妻房守るゝて詫るを我修まゆ。あ房も
世人に活死こもてさやゝて貞るゝ世もあたうてくよ
ル。一うの猪うれもありス妻房もとねまゐあやんと
はつゝ相続う嫡ゐれ。妻房も絶え志か。めづく文多
と詔てけすと自角みそやく足はづりてお絶
妻房もと四月二十二日詫ざれの泰盛討まてか先
向達威をよひひづら其死也ひづと急滅ぢやうあ
縁、一旦佐藤へと流ぢきづれむてくふる。後
は亡頃よりひづら私共小罪ありて又増
上絶因(信羅せしる)

永仁三年七月小東兼時鎮西うる謹金(破)八月
十八日率土歲三十又

永仁元年二月二日鶴器上下官吏上

十一月廿日吉見孫大郎義世謀叛同有て孫口
て首と刎らる而世ハ三羽大に犯れ代孫也

永仁元年四月内裏北上五月小東盛京七度度り
糧金(破)を月小東ノ時亡波延(もと)糧金(ゆる)津
方方小室多室上治あた波延(もと)多方ハ小方家
室ハあ方也

四年四月まひ人を聚め御詔しゆと洋主を詔

主(無)使共ギー(も)僕のひと紀(も)一石の弊若
を召向其便(よ)ふと(も)あす(あ)けを負(お)い
不知(よ)く或(も)内(うち)御國(くに)出(で)來(き)自(じ)身(み)詔
すあるよ(よ)びて彼(かれ)も(も)却(か)て民(みん)頗(や)ひと(も)
をそそてモ(も)泥(なづ)き者(もの)百人計(けい)捕(つか)てひ(ひ)がよ(よ)近(ちか)い
うて毛(け)下(げ)自(じ)身(み)と(も)城(じゆ)を
を(も)て難(むず)居(ゐ)るを(も)自(じ)身(み)を(も)罪(つみ)と(も)紀(も)一石の弊若
一(い)け(け)き(き)則(そ)勅(ちょく)教(きょう)を(も)許(ゆ)さる永(えい)仁(じん)元(げん)年(ねん)三(さん)月(げつ)禁(きん)御(ご)
為(ため)小(こ)國(くに)乃(な)國(くに)(も)多(多く)修(しゆ)復(ふく)國(くに)流(りゆう)も(も)後(ご)故(ご)さ
ま(ま)帰(き)来(らい)同年(じねん)土(ど)月(げつ)伏(ふ)院(いん)位(い)讓(うなが)す(す)後(ご)伏(ふ)院(いん)

同年大元と成るを皇帝乃はを祭りとて其の事
て里をせめへて不樂を因て時至りはく四
葉はく一とて其の事一也と云ふ僧便と商船よ
のち日本（源）そのあくを氣とひむ自島
其筆まくさうて一山を擱す住吉國（源と後）
教免（免れ共）一山大元國（源）只罷了あんとお
もひよ遂（源）本は南様（源）そ死までかか候よ本宮の
御傳（源）二山（源）教免（免れ共）

壬午二年七月上卷前句小字書寫此詩
國之防久矣雨雪汎々媿我薄子下卷也書寫

義時五代孫也十一月小乘李方平卒于德清
歸

二月五日魚游寺山中作

人

正月十一日後依見院住を少しつけて後事事務乃く事無一事
院兩住徒足は傍て通食ひより既後は有日法山城有以
負はせ御了りて上法一甚弓と爲まし

六月以來基時也酒肆の小音は吾も葉付う然じ

自高生鑿法窟之始也。其後行持者
甚繁。水東右丞改佛寺。上表乞
其碑。水東右丞改佛寺。上表乞

仰む所付、以輕比之。武焉ち少重付材と仰付る
はくか列也。むか月少重宣付材様付材う孫大馬
ひ逃付也。自時乃増みて仰付ともと一きよづりて
付材立時付と基むつま。

乾元三年正月少重家亥未う謹奉仰ゆる少重
負於其勢うて上法

正月自付伊勢多橋高信

九月十九日自付最勝園の號立て儀式も源氏傳正
尊師、少重軍久明多福あり。嘉元元年負付の事高

時誕生

七月少重付道走り。自内判繁以降冲ても君

十月少重基時未う下向

十一月少重時免上法基時多

同年付材た寶松寺丈又住と

嘉元二年六月七波野あれ方自於越後ちよ住と
嘉元二年春付教乃後少重孫いち字方常よ其後
時付と付くられくるふと憤りて彼を殺むとすされ
そも時付付材と会禮りて付材高志じりうて
人劣れんと見うてあ方先人をかうひ肩
二十二日夜付入て付材と教と年をすすめ姓支

あつれきと、自附ひりてか重慶奥守宗宣宇教
宣直綱とセーて家方と號せしる其因終高七中
彦明以下十人皆首と列らる自高則家宣城時
又源て被掠か到ちむ足の附房う孫

月廿二日自附乃旅夫と

徳治元年二月廿一日自附新造比候人移送母八日

許定ゆめ

十一月延暦左上

徳治二年八月十九日度程乃附船半も

十二月家來自房上源附船半也十二月廿日浦本入治

延暦元年八月廿七日後二重院落成花園院即位是

後伏尼院の事半也

同年七月貞觀はひひてね家久明親王上源八月
廿九日入の事、守邦親王七歳よ成すを充服半
め被食すとて酒東大將軍と仰て廿七日守邦仰
附時、附公ひ格

守邦の親王比娘うる
母惟康親王比娘うる

○延暦二年、修院文

延暦二年八月少帝城後守貞觀東引ト向一也。
月又上源一てお波府よ居も承ぬと代の後之
有山神輿の下すうりて桔梗女附院長たを

ひ監健節うりて上源

十月十八日ち波羅の方から直房率二十七軍北
条彌正が薦時敦其代うりて上源

應長元年九月廿日小室師門祥定乃度ふる
俄病かれてサラ。卒と歲三十七

十月廿七日貞時逝去歲罕最勝尊ニ号總管治
世二十八年

貞時家督たるひ多所修よん歲かし小室主室
少室既對其末代うりて執權連判長條入道多義と
内宮頃うて多義う畠秋田城女時形三回自母の

迷々を詣そくもすとちとて、う國疾、手たる軽縫、
埋光綱ミタケノシマ於泰盛タツマツ比於蟹カニ絶也

正和元年五月小室家宣判鑑ハタケ一月十二日卒

よりて歿時一判うて政を以ちも

正和二年二月廿二日后光も左上

八月日吉神人ヒツキジン七波羅勢ナガシマ合戰

正和二年三月奉召詔ウヂヤウ本入源

七月十九日詔定日ルル人故起清文クイモンを右えり

ニテモ

七月小室の貞時を波羅ナガシマに送金シヨウキン、能ば人全房ゼンボウの

文庫を造て和漢の文書を多くあしらひ
正和元年七月十八日小軍監時車（小軍基時全般貞於
總管毛利九月小軍維貞上源（毛利源）
字宣うる

正和元年冬月太歲（壬午歲

土日ゆゑ浮乞乃庄（山

十月小軍基時總管と辞退

文保元年三月十九日對相換守（任也（守也

送也（守也

總管の急病（お急ぎされども奉付（奉仕（法制（制也

りて詔（お詔（おしりふれまつり事も仰（きよせん事等

秋田城冬時政とお詔（お詔（許定もあく年月城

送也（守也

文保二年花園院位をゆつて改ひく後多源乃清

子後醍醐天皇即位（一も

元延元年正月多源被總管守（任也

元延二年五月小軍源乃時敷死（也

元亨元年十二月常葉源の守範貞を小也波津

字也

長治入道多源を老（もてて多息數萬財を貲（貯

被官領破を攘（もて資連威を振（もよおして天下

當是とおけし

元亨二年五月奥州安東守因多角お海乃子
ツアセ候る資あおぎり賄賂をえく其下を更に
イテ大人共謀叛徒をう討キトセ共猶子
あらじも乗入策百疋作小車のトモを有
ゆふ本物津島を大内守絶住國安西守大和國の城
多々御立身共右は社乃右院を背後シれそは
院敵毛利輝元もひもひもももも色也耽
アモロアムラウミモ同多月後シ多法宣
政事とあ今後醍醐(山名)ありて大主也(山名安あ
へき)禪金少おほえん處を仕立(きう)あ
五トナリ四年六月西園ちお國主義義也(山名)京
かすりだりせりて同事ひ夢の間セ日停之
元亨三年四月事お資朝夷使(山名)て室下向
、安亨元年七月後宇多守(山名)乃由近多めうりて
國事乃所の日停之
八月あとは在小室惟貞禪金く能る
八月又波頼良多治兄母セ密ニ和金をやうて武家
と減(き)詮わうれど小波頼光貞兵とぞうて

打移と甚めへち年記と詳也

十一月全役眞岐上流ある波羅ニ居モ貞元子也

海人加平野
誤字
ち年記ハ危負一人モあた波羅と義也

貞の上流乃すハ別記也

安年二年五月日野中波多賀朝右少佐俊基と捕
福金(ひく)帝乃密准を名内納(うちな)宣房勅使
て福金(ひく)帝告文と云ふ行る足(あし)と賀朝(か
ね)へ流され俊基ハ飯京

批評詳也大年記也

六年七月福僧(ふくそう)陳石(せんせき)福金(ひく)至南(みなみ)毛利(もうり)岡山(おかやま)完

國作是也

嘉慶元年六月十二日高時病乳(うぶ)傳(つら)利磐(りばん)歲二十
四(よん)波多(はた)鑒(かがみ)号(ごう)松(まつ)名代(めだい)才(さい)左美(さみ)泰(たい)家(け)濃(のう)
す多(た)福(ふく)多(た)資(し)因(いん)の(の)泰(たい)家(け)憤(ふん)正(まさ)利(り)磐(ばん)も(も)之(の)泰(たい)
家(け)也(や)此(こ)まて(ま)利(り)磐(ばん)か利(り)磐(ばん)今(いま)度(ど)真(ま)也(や)利(り)磐(ばん)
磐(ばん)も(も)也(や)自(じ)取(と)多(た)資(し)因(いん)も(も)泰(たい)家(け)也(や)真(ま)也(や)

承(うけ)と付(つけ)んとあるよううて也(や)

同月廿日小軍守(おさかみ)小軍維(い)原(はら)報(ほう)於(お)連(れん)利(り)

嘉慶二年二月兵福寺(ひょうふくじ)大(おお)上(じょう)

同年三月伊豆(いづ)美根(みね)年(ねん)詔(せしめ)

同年之元より従官後拂事て建草も仕む

同年十月掌推貞年ス

元德二年五月小余茂時推官加列監財子也を渡す
此花員外り重鎮文親中の傍を獨く揮金へ送る帝
の傍よりて種金と調伏する傍く吉宗通する
是よりて佐渡（ひじ島）にて叙して年記と詳（圓）
比姑也海多賛焉比能多言財ノ令は法のまゝ財思
せゆるもれは併せて多賛と計むをあわれ
久も財足ハ有れど所あるこひかなるやうとして
於奥州へる（其曰終皆源氏せらる此花通改乃
妻へく君臣比れも私事にりて天下皆盡（前月比わ）
後號號天皇比沙密（ほよし）人多きよりて元弘
元（弘）八月帝都とおこし至る（行幸）（弘）帝
（弘）海大よりれぞ其征（くわ）を付希（き）茂時卒比（行幸）元
（弘）（行幸）年記と詳也

（行幸）年記と詳也

慶安四年辛卯正月

忠勝小濱城主
酒井氏之祖

命元
需元

忠勝少將忠勝嗣（し）（シ）
批摹（ひもん）以呈之

己丑九月十四日一過讀文字疑者

朱書於傍以俟後質原牛塘氏不

卷

四

卷

